

# GHSに期待する

## 消費者の視点から



全国消費者団体連絡会  
有田芳子

はじめに

私たちのまわりには化学用品が溢れています。生活は便利で豊かになりましたが、使用方法を間違ったために、事故を起す事例も後を絶ちません。PL法（製造物責任法）施行後、さまざまな注意表記がはじめました。すぐに思い浮かぶのは、塩素系漂白剤の「まぜるな危険」です。PLのシンボルマークが別につけられていて「必ず換気」「目に注意」「酸性タイプと併用不可」「子供に注意」（図）等のマークがどの事業者の物にも書かれていますので、シンボルで表記することにより文字の読めない子どもや外国の方等にも有効だと思われまます。過手に塩素系カビとり剤で事故があり、このような動きが加速されたと記憶しています。

このような事故が無くなるよう、表示やPL法について、消費者団体は「消費者の権利」の中の、「安全」「知る」「選ぶ」などの権利を保障されるための意見を出してきました。

化学品の専門家？

家庭用洗剤、殺虫剤、塗料、園芸用農薬など、化学の専門家でない消費者にとつて、成分表示だけでなく有害性等は判断できません。ガーデニング材を購入するため買い物に行き園芸用の殺虫剤、除草剤などの表示を見ますが、欄に並ぶ園芸用殺虫剤、

図 PLのシンボルマーク



除草剤のそのほとんどが、PLシンボルマークをつけていません。

農薬関係のシンボルマークの動きは、それ以外の化学用品より遅いのかどうか把握してはおりませんが、たくさんある園芸用農薬のうち「事業者三品目だけが「警告」「水生動物への毒性が強い」「カイコへの毒性がある」「マスクを使用」などのシンボルマークが付いている程度です。

そこで、GHSに対応するため、敢えて表示をしていないのではと、その事業者の担当者にお話をうかがいました。

回答は、「農薬工業会の独自マーク（PLシンボルマーク）は今後つけていく予定にしている」というものですが、一方で、「GHSについてはドクロマークなどショッキングなのでつけたくないと思っっている」、「一般農薬については、農家は農薬の専門家なので、シンボルマークなど必要ない」、「日本人は、文字が読めるので文章で書いたほうがよい」、「発展途上国の人は文

字が読めないのでマークが必要」と丁寧に説明して下さいました。

「海外に輸出している物の表示は困りませんか」との質問には、「英語で成分表示をしてドラム缶で輸出している。現地で小分けしないと受け入れられない。表示は現地の法律に合わせたものにするので困ることはない」とのお話でした。

正直なお話を聞かせていただきましたが、その事業者の関連事業者である塗料メーカーも表示は文字だけでした。専門家が使用する化学品も簡単に手に入る現状であることや、農家の方も農薬の専門家ばかりとは

ありた よしこ  
全国消費者団体連絡会事務局。  
福岡県出身、役所勤務を経て、1980年から公害問題や消費者問題にかかわり、環境問題では1990年から地域ネットワークづくりなどに参加。1996年エコーブ生協理事。1994年コープかながわ理事。1996年コープかながわ常任理事。2000年6月より現職。おもに環境化学物質関係及び司法関係を担当する。これまでに、通産省委託事業検討委員、神奈川県産業物減量化等推進委員、PRTRパイロット事業推進委員、PRTRリスクコミュニケーション検討委員、環境省倫理委員等を務める。

限らないのでは、と考えてしまいました。  
GHSに期待する

現在は、それぞれの化学品にかかわるメーカーが業種ごとに違うラベル表示を行っています。また、同じ業種の同様な化学品でも「使用上の注意」や「応急処置」などの書き方もまちまちであったりして、消費者として必要な情報が分かりやすく整理されていないのが現状です。

必要な情報は、文字で最低限書かれています。読めば分かることもありますが、文字が読めても、読まない人もいて事故が起こります。また、海外から日本に来て製造業等で働く方もいるでしょうし、その方達は消費者でもあるわけで、統一されたシンボルマークはいろいろな意味で必要とされています。文字情報だけでは、決してその製品が十分理解されないこと、注意すべき点はどこなのか理解されていないことがあることも認識して欲しいものです。

ドクロマーク等のついた化学品は、消費者が買い控えて製品が売れなくなる等の心配があるため、メーカーだけでなく小売店もGHSの導入には消極的になりそうな懸念があります。

けれど、そうした表示は本人の健康や環境への影響を減らすことが目的で表示されたと理解されれば、反対する理由は消えて

いくはずですが。

私は絵を描くことが好きで油絵の画材を購入しますが、毒物や劇物が成分として使われていたり、引火性のあるものを使用したりします。

そのように、有害性を意識しないで海外の物を購入することもあり、説明書きが英文だけの物は、十分理解できない時などにシンボル情報が非常に役立ちます。そのような事でもGHS導入の必要性を感じています。

#### 今後の課題

国際連合の勧告なので強制力は無いし既に業種ごとに作られたマークがあるから必要ないという考えや、または、混乱するなどの理由で、GHSの導入を消極的にしか捉えられない事業者がいることも考えられます。

しかし、すべての事業者が時を同じくしてGHS導入に向けての速やかな移行と、それと同時にさまざまな立場の人が、ラベル表示の理解のための学習を行っていくことが必要です。そのために、消費者団体が、今後果たす役割は重要だと考えています。

すべての利害関係者にかかわり、必要とされるGlobally Harmonized Systemです。今回の表示の課題になっていませんが、文字情報を受けとることの困難な、視覚に障害を持つ方達のためにハザード情報を伝える工夫も検討すべきではないでしょうか。